

横芝光町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成18年3月27日

告示第71号

(趣旨)

第1条 町長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、すぐれた自然環境を保全するため、浄化槽の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において、横芝光町補助金等交付規則（平成18年横芝光町規則第50号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するものをいう。

(2) みなし浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。

(3) 汲み取り便槽 し尿を便槽に貯留し、これを定期的に汲み取り処分する方式の便槽をいう。ただし、可動式の汲み取り便槽を除く。

(4) 住宅 主に居住を目的とする建築物（店舗等が併設されている場合にあっては、居住部分が総床面積の2分の1以上のものをいう。）をいう。

(補助対象者)

第2条の2 補助金の交付を受けることができる者は、町内に居住し、又は居住しようとする者で、同一敷地内において、住宅のみなし浄化槽又は汲み取り便槽を浄化槽に転換する者及び集会施設に浄化槽を設置する集会施設管理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法人（集会施設を管理する認可地縁団体を除く。）

(2) 浄化槽法第5条第1項の設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けずに、浄化槽を設置する者

(3) 販売又は賃貸を目的とした住宅に浄化槽を設置する者

(4) 住宅又は土地を賃借している者で、賃貸人の承諾が得られないものの

(5) 世帯に町税の滞納がある者

(6) 住宅の建替えに伴い、汲み取り便槽から転換された浄化槽を設置する者

(7) 住宅の新築に伴い、浄化槽を設置する者

(8) 店舗等と併設されている住宅であって、店舗等から生じる事業排水を処理するため浄化槽を設置する者

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域は、町内全域とする。ただし、町が計画する農業集落排水事業の実施及び予定区域は、補助対象地域から除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第1の区分に応じた限度額以内とする。

2 みなし浄化槽又は汲み取り便槽から転換された浄化槽の設置については、前項の補助金の額に別表第2及び別表第3の区分に応じ、限度額の範囲において対象経費に該当する額を加算した額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 見積書の写し
- (5) 浄化槽の構造図
- (6) 工事請負契約書の写し

- (7) 浄化槽等（新設浄化槽及び既設のみなし浄化槽又は汲み取り便槽）の配置及び敷地内排水系統を含んだ建築物の配置図
- (8) 国庫補助指針に当該浄化槽が適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票C票）
- (9) 申請者の属する世帯全員に、町税の滞納がないことを証する書類
- (10) 一般社団法人千葉県浄化槽協会の保証登録証
- (11) 浄化槽法第7条に係る費用を納付したことを証する書面の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類（交付の決定）

第6条 前条の申請書の提出があったときは、規則第4条の規定により速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは、浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が申請書の内容を変更するとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、浄化槽設置整備事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、完了期限前に町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月15日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに浄化槽設置整備事業実績報告書（別記第5号様式。以下「実績報告書」という。）に、次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽法第11条に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 別表第4に定める施工に係る写真
- (4) 工事完成平面図
- (5) 施工結果報告書（別記第6号様式）
- (6) 工事請求書又は領収書の写し
- (7) 浄化槽の保守点検又は清掃を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、自らが行うことができることを証明する書類及び浄化槽法第11条検査の受検を契約したことを証する書類
- (8) みなし浄化槽又は汲み取り便槽を適正に処分した証明書の写し
- (9) 浄化槽の維持管理に関する誓約書（別記第7号様式）
- (10) 住民票謄本の写し（転入者及び町内転居者のみ）

(1 1) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類
(交付額の確定)

第 9 条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（別記第 8 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 1 0 条 規則第 1 6 条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（別記第 9 号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 1 1 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 第 8 条第 9 号の規定による維持管理が適正に履行されないとき。

(補助金の返還)

第 1 2 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場の確認)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を現場において確認することができるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(適用)

2 この告示は、平成18年4月1日以後に係る補助金の交付に適用し、同日前に係る補助金の交付については、なお合併前の横芝町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成元年横芝町告示第9号）又は光町合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱（平成2年光町告示第7号）（次項においてこれらを「合併前の要綱」という。）の例による。

(経過措置)

3 平成18年3月31日までに、合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年告示第22号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第16号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第9号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 11 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 15 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 30 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年告示第 5 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 6 年告示第 12 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年告示第 8 号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条）

浄化槽の区分	限度額	摘要
5 人槽	332,000 円	住宅のみなし浄化槽又は汲み取り便槽からの転換及び集会施設のみ該当
6・7 人槽	414,000 円	
8～10 人槽	548,000 円	

11～20人槽	939,000円	集会施設のみ該当
21～30人槽	1,472,000円	
31～50人槽	2,037,000円	

別表第2（第4条）

槽の区分	限度額	対象経費
みなし浄化槽	180,000円	当該既設槽の撤去に要する費用
汲み取り便槽	100,000円	

別表第3（第4条）

槽の区分	限度額	対象経費	摘要
みなし浄化槽	300,000円	事業費のうち宅内配管工事に相当する費用（浄化槽への流入管、柵の設置及び排水先までの放流管の設置に係る費用）	別表第2に該当し、既設住宅の建替え又は増築を伴わずにみなし浄化槽から転換する場合（水回りのリフォームと併せて実施する場合にも対象とする。）に該当
汲み取り便槽	300,000円		

		増築を伴わずに汲み取り便槽から転換する場合（水回りのリフォームと併せて実施する場合にも対象とする。
--	--	---

別表第4（第8条）

- 1 工事着工前の状況
- 2 工事中の状況

写真の種類	審査のポイント	備考
1 浄化槽整備士が実地に監督していることを証する写真	浄化槽整備士が工事を 実地監督している状況又は自ら工事を行っている状況	
2 基礎工事の状況を示す写真	栗石地業及びすてコンクリートの打設状況	
3 据付工事の状況を示す写真	水張りを行い、水平を保ちつつ、水締め及び突き固めを行っている状況	水準器を用い水平を確認しつつ、水締め及び突き固めを行っている状況を撮影する。

4 かさ上げの状況を示す写真	バルブの操作など維持管理を容易に行うことが確認できる状況	スケールを充てるなどして、かさ上げ高さが分かるように撮影する。
5 転換工事の状況を示す写真	着工前後及び掘りあげたみなし浄化槽又は汲み取り便槽本体と撤去後が確認できる状況	第4条第2項に該当する場合のみ